

データセンターの立地に関する関係省庁連絡会議幹事会の構成員の官職の指定について

令和 8 年 〇 月 〇 日
データセンターの立地に関する関係省庁連絡会議議長決定案

データセンターの立地に関する関係省庁連絡会議の開催について（令和 8 年〇月〇日関係省庁申合せ）第 3 項の規定に基づき、データセンターの立地に関する関係省庁連絡会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
副議長 総務省総合通信基盤局電気通信事業部長
経済産業省商務情報政策局審議官
構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課長
消防庁予防課長
消防庁予防課危険物保安室長
経済産業省商務情報政策局情報処理システム開発・ロボット課長
資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長
国土交通省都市局都市計画課長
国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長
国土交通省住宅局市街地建築課長
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）
環境省水・大気環境局環境管理課長